

在宅療養支援診療所の施設基準(従来型)

1. 24 時間連絡を受ける医師又は看護職員を配置し、その連絡先を文書で患者に提供していること
2. 当該診療所又は他の保険医療機関の保険医との連携により、24 時間往診可能な体制を確保し、往診担当医の氏名、担当日等を文書で患者に提供していること (連携医療機関は在宅診療である必要はない)
3. 診療所又は別の保険医療機関若しくは訪問看護ステーションとの連携により、24 時間訪問看護の提供が可能な体制を確保
4. 緊急時に在宅での療養を行っている患者が入院できる病床を常に確保し、受入医療機関の名称等をあらかじめ地方厚生局長等に届け出る
5. 医療サービスと介護サービスとの連携を担当する介護支援専門員等と連携していること
6. 病状、治療計画、直近の診療内容等緊急な対応に必要な診療情報を連携医療機関等(診療所、訪問看護ステーション)に文書(電子媒体を含む)により随時提供している
7. 患者に関する診療記録管理を行うにつき必要な体制が整備されていること
8. 当該診療所における在宅看取り数を厚生局に報告すること

【参 考】

在宅患者緊急入院診療加算

- ・強化型在宅療養支援診療所：2,500 点
- ・従来型在宅療養支援診療所：2,000 点
- ・上記以外：1,000 点